

## 金沢市企業立地促進資金取扱要領

### 1 目的

この制度は、本市における企業立地の促進及び中小企業構造の高度化の推進を図るため、必要な資金措置を講ずるほか、企業立地の基盤の開発及び整備ならびに立地環境の保全を行い、雇用の確保と産業の振興に資し、もって市民の福祉の向上を図ることを目的とする。

### 2 取扱金融機関

商工組合中央金庫、北國銀行、北陸銀行、福井銀行、富山銀行、富山第一銀行、福邦銀行、金沢信用金庫、はくさん信用金庫、のと共栄信用金庫、興能信用金庫、石動信用金庫、金沢中央信用組合、石川県医師信用組合、三井住友銀行、みずほ銀行

### 3 融資対象事業等

特定事業所、高度技術工場、特定地区内の製造工場等及び流通業務施設の新増設または取得の事業であって、次のいずれかに該当するもの。

#### (1) 特定事業所

- 対象業種 自然科学研究所、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業、エンジニアリング業
- 要件 従業員を10人以上有すること。  
投下資本が5千万円を超えるもの、または製造工場等の要件を満たすものであること。
- 対象地域 金沢市内（地域指定なし）

#### (2) 高度技術工場

- 対象業種 昭和59年大蔵省告示第41号に掲げる業種（エンジニアリングプラスチック製造業、高品質医薬品製造業、産業用ロボット製造業等）
- 要件 従業員を10人以上有すること。  
投下資本が5千万円を超えるもの、または製造工場等の要件を満たすものであること。
- 対象地域 金沢市内における都市計画法の用途地域のうち準工業地域、工業地域、工業専用地域及び市長が特に認める地域

#### (3) 製造工場等

- 対象業種 製造業及び市長が特に認める事業
- 要件 次のいずれかの要件を備えるもの
  - ① 200平方メートル以上の土地を取得するものであること。
  - ② 200平方メートル以上の土地に工場等を新設するものであること。
  - ③ 200平方メートル以上の土地に床面積が300平方メートル以上の工場等を増設するものであること。
  - ④ 200平方メートル以上の土地に設置されている工場等を取得するものであること。
- 対象地域 金沢市内における工場立地法の規定により工場適地とされた本市内の地域及び市長が特に認める地域

#### (4) 流通業務施設

- 対象業種 道路貨物運送業、倉庫業、卸売業
- 要件 貨物の積卸しのための施設、倉庫、上屋、荷さばき場、事務所その他の流

通業務の用に供するものまたはこれらに附帯するものであること。  
従業員を10人以上有すること。  
新增設または取得に係る床面積が1,000平方メートル以上であること。  
投下資本が1億円を超えるものであること。

- 対象地域 金沢市内（地域指定なし）

#### 4 融資条件

- ① 融資限度額 対象経費の4分の3以内の額\*とし、限度額は5億円とする。
- ② 融資期間 15年以内（ほかに1年以内据置）
- ③ 融資利率 別途、市長が定める
- ④ 担保・連帯保証人 取扱金融機関所定の扱いによる
- ⑤ 償還方法 元金均等償還

#### 5 融資の申込手続

融資を受けようとする者は、融資申請書（様式第3号）を事業着手前までに市長に申し込むものとする。

#### 6 融資の決定

市長は、5に定める融資申請書を受理したときは、その内容を速やかに審査し、資金の融資の可否を決定し、その旨を申込者及び金融機関に通知するものとする。

#### 7 検査及び融資の時期

- ① 融資の対象となった施設の設置、物件の購入及び事業が完了したときは、精算書及び証拠書類の写しを添えて、その旨を市長に届け出て、検査を受けなければならない。  
（別記様式 設置完了届）
- ② 市長は、7の①における諸手続きの完了を確認したときは、直ちに取扱金融機関に通知するものとする。
- ③ 7の②の通知を受けた取扱金融機関は、融資決定者に対し、速やかに貸付けを行うものとする。

#### 8 融資の時期の特例

- ① 対象事業の実施のため、事業完了前に融資の実行を受けようとする者は、5に定める融資申請書に添えて資金計画書（別記様式）を提出しなければならない。
- ② 市長は、8の①に定める資金計画書を受理したときは、その内容を速やかに審査し、貸付けの全部又は一部を当該対象事業の完了前に行うことを決定し、その旨を申込者及び取扱金融機関に通知するものとする。
- ③ 8の②の通知を受けた取扱金融機関は、すみやかに融資決定者に対し貸付けを行うものとする。

#### 9 融資の報告

- ① 取扱金融機関は、融資を実行したときは、直ちに市長に報告するものとする。  
（別記様式 融資実行報告書）
- ② 取扱金融機関は、別に定める様式により、6月末、9月末、12月末、3月末現在の融資残

高を、各翌月の10日までに市長に報告するものとする。

10 融資対象の処分

融資の対象となったものは、融資金の全額を返還するまで、市長の認可を受けなければその運用を停止し、もしくは目的以外にこれを使用し、または譲渡、貸与、売却、設置場所の変更、改造その他の処分をしてはならない。

11 その他の事項

この取扱要領に定めるもののほか、必要な事項は当該条例等に定めるところによる。

※令和6年度の緩和措置：対象経費の3分の2以内の額 → 4分の3以内の額